

## 【反対討論】

### 議案第 9 3 号 西尾勤労会館の指定管理者の指定について

議案第 9 3 号西尾勤労会館の指定管理者の指定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

本議案は、指定管理者制度を採用し、任意指定により、主として市職員〇 Bで構成される都市施設管理協会を、指定管理者として指定しようとするものです。

まず、指定管理者制度とはどのようなものか。

皆様すでにお分かりのことだとは思いますが、昨年 9 月の一般質問における、市側の答弁をそのまま引用させていただけば、「公の施設管理について、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで、管理経費を縮減し、行財政の効率化を図り、同時に、利用者へのサービス向上による、利用者確保を狙いとするもの」であります。

決して、退職後の職員の働き場を確保するための制度ではありません。

また、平成 22 年 12 月 28 日に、総務省自治行政局長の名で出された、指定管理者制度の運用についてと題した文書では、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。」との記述があります。

しかし、西尾市においては、勤労会館の管理・運営を希望する組織・団体があることを把握しておきながら、応募の機会すら与えることなく、指定管理者として不適切であるという判断を下しています。

その一方で、評価項目を書面にし、然るべき客観的な評価をするわけでもなく、都市施設管理協会が引き続き指定管理者としてふさわしいと考えています。

ずいぶん、身勝手だとは思いませんか。

市は、このやり方に対して、市民の理解が得られていると判断しているようですが、先日、本事案についてブログに書いたところ、アクセス数が通常時の3倍・4倍あり、50近い、たくさんのご意見をいただきました。

自分自身が、市の考えに対して批判的なニュアンスで書いていますので、その影響は否定できないものの、いただいた意見の9割以上は、僕と同じく、市の考えに対して批判的な意見でした。

ネット上以外でも、同様の意見ばかりでした。

そんなことは、当たり前です。

市民の受け取り方としては、天下りの是非に他ならないのですから。

これを本気で、市民からの理解が得られていると判断しているのであれば、勘違いはなはだしいとしか言いようがありません。

市民目線での考え方よりも、行政的な都合を優先する。

いったい、いつから行政は、こんなに偉くなったのでしょうか。

P F I 事業を推進する際には、民間のノウハウを活用することのメリットについて、散々主張しておきながら、同じ官民連携の一種である、指定管理者制度の場合には、制度の趣旨や目的をねじ曲げてまで、職員 O B の再就職先を確保する。

アクセルとブレーキを同時に踏んでいるようなもので、一つの組織体としての一貫性が全然感じられません。

大局的な視点での全体的な統制がとれず、こんな行政運営をしていて、市民からの信頼が得られるとは到底思えません。

2 年以上前から、このようなやり方は不適切ではないかと、度々指摘してきましたが、残念ながら、市は、自分たちのやり方を正当化するばかり。

時間的な猶予がないという理由は、通用しないものと考えます。

趣旨や目的をないがしろにしない、本来的な制度運用がなされるためにも、この場にいらっしゃる議員の皆さんから、ご賛同いただけることを心よりお願い申し上げまして、反対討論とさせていただきます。